

令和5年3月24日
第3回みどり審議会
その他資料

4 茅 議 第 9 1 5 号
令和4年12月22日

茅ヶ崎市長
佐藤 光 様

茅ヶ崎市議会
議長 加藤 大嗣



政策提言書について（提出）

茅ヶ崎市議会基本条例第15条の規定に基づき、政策討議を実施した結果、政策提言を決定しましたので、別紙のとおり提出します。

なお、本提言につきましては、議員（委員）が調査研究、討議等を重ねて策定したものであり、今後の市政運営に生かしていただくようお願いいたします。



茅ヶ崎の魅力ある資源を活かしたまちづくり
～市民が誇れるみどりと景観の形成へ～
に関する政策提言

2022（令和4）年12月

茅ヶ崎市議会 都市経済常任委員会

目次

1	はじめに	2
2	調査研究の経過	3～4
3	提言	
(1)	まちづくりにおける市内連携の推進	5
(2)	市民力の活用と行政の連携	6
(3)	茅ヶ崎市の資源を有効活用するための手法	7
(4)	木材活用の整備促進	8
4	おわりに	9

※参考資料

令和3年度 都市経済常任委員会行政視察報告書

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークなどの新たな働き方が生まれ、生活様式も大きく変化している社会情勢のなか、豊かな自然環境に恵まれ、都市化も進み、都心へアクセスしやすいといった要因から、茅ヶ崎市は移住先として注目を集めており、実際に移住者も増加している。特に、それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせた「自分らしい暮らし」を求める方や、子育て世代の方からの関心が高まっている。

本委員会は、今後も選ばれ続けるまちを目指し、「茅ヶ崎市の魅力ある資源を活かしたまちづくり」をテーマに調査研究を行ってきたが、議論の過程で、多世代にとって暮らしやすく、魅力あるまちを継続していくためには、“みどりを活かした都市環境”の整備が重要であるという共通認識に至り、「市民が誇れるみどりと景観の形成へ」を副題として政策提言を行うことにした。

茅ヶ崎市は、四季を通じて温暖な気候に恵まれており、北部には丘陵のみどりと里山の風景が広がり、南部には観光資源たる海岸や砂浜が広がる。JR茅ヶ崎駅を中心に都市化が進み、いわゆる首都圏のベッドタウン・住宅都市として発展してきた。

一方で、市の豊かな自然環境を地域の魅力と感じている市民も多く、この自然と都市が共存する暮らしを未来に引き継いでいかなければならないが、管理が行き届いていない緑地も増えてきており、山林や農地は担い手不足等の理由により減少傾向にある。また、転入者増に伴い、特に南部の宅地開発が進み、貴重なみどりがマンションや分譲住宅へと姿を変えている。

そのため、将来のあるべきまちの姿として、自然環境と調和した美しい景観を実現させるために、市の自然資源であるみどりを軸とした都市整備によって、市民が身近にみどりに触れることができる環境を構築すべきと考える。

また、魅力ある「自然環境と調和した美しい景観」を持つまちを守り、育てるためには、市民の協力が不可欠である。市民一人一人がみどりのあるまちに誇りと愛着を持つことができるよう、市が地域の活動とコミュニティの形成のための支援を行うなど、市と市民が両輪となった取り組みも必要である。

本提言では、「魅力ある資源」である、海・里山・借景としての富士山・人、これらの茅ヶ崎が誇れる財産を活かしながら、今回は“みどり”を中心に据え、人が集い、安らぎのある、魅力あるまちづくりを実現させるため、必要な政策について提案する。

2 調査研究の経過

	日時	会議等	概要
令和3年	(1)5月24日	委員間の打合せ	調査・研究テーマについて
	(2)6月 3日	委員間の打合せ	本市の現状について
	(3)6月 7日	委員間の打合せ	テーマ策定のため委員会内で意見交換
	(4)6月22日	委員間の打合せ	政策提言及びヒアリングの実施に向けた検討
	(5)6月29日	委員会	大要テーマ決定
	(6)7月19日	担当課とのヒアリング	景観みどり課、公園緑地課、都市政策課：公園のあり方・みどり維持のための市民参加・みどりの活用方法と保全について
	(7)8月 3日	担当課とのヒアリング	産業振興課、雇用労働課、都市政策課：みどりを中心とした都市景観・経済・生活基盤の調和ある充実について
	(8)8月23日	委員間の打合せ	ヒアリングの内容を踏まえ、課題の抽出等
	(9)9月 1日	委員間の打合せ	ヒアリングの内容を踏まえ、課題の抽出等
	(10)9月10日	委員間の打合せ	執行部からの意見聴取を踏まえた課題等について
	(11)9月18日	委員会で勉強会	執行部からの意見聴取を踏まえた課題等について
	(12)11月16日	委員間の打合せ	これまでの経過を踏まえ、今後の方向について
	(13)12月 1日	委員会	行政視察先の決定
	(14)12月22日	市内南部視察	JR茅ヶ崎駅南口→高砂緑地→雄三通り→サザン通り周辺

令和4年	(15)1月24日	全員協議会を実施	全議員へ政策討議の中間報告
	(16)2月8日	市内北部視察	民俗資料館周辺→市民の森・清水谷特別緑地保全地区→里山公園周辺→行谷→下寺尾官衙遺跡周辺道路→殿山プール→甘沼樹木センター(甘沼北根公園)
	(17)2月16日	委員間の打合せ	行政視察を振り返り市内の課題を抽出
	(18)3月16日	委員間の打合せ	課題に対する意見交換
	(19)3月23日	委員会で勉強会	森林環境譲与税について
	(20)3月30日	担当課とのヒアリング	景観みどり課、公園緑地課：森林環境譲与税の活用方法について
	(21)5月2日	政策討議の中間報告	YouTube動画配信で実施
	(22)5月25日	委員間の打合せ	政策提言に向けて今後のスケジュールを協議
	(23)6月8日	委員会で勉強会	みどり法人(緑地保全・緑化推進法人)に関する調査
	(24)6月21日	委員会で勉強会	みどり法人(緑地保全・緑化推進法人)に関する調査
	(25)7月21日	委員会で勉強会	一般財団法人世田谷トラストまちづくりで行う「小さな森制度」の取り組みについて意見交換
	(26)8月10日	委員間の打合せ	政策提言書の内容の協議
	(27)9月2日	委員間の打合せ	
	(28)9月12日	委員間の打合せ	政策提言書(素案)の策定
	(29)9月28日	委員間の打合せ	
	(30)12月1日	委員会	政策提言書(素案)の確認
	(31)12月19日	全員協議会	政策提言書の確認

(1) まちづくりにおける市内連携の推進

市の南部には、本市の魅力でもある海があり湘南らしさがあるが、一方で、みどりの資源が少ないことが課題となっている。そのような中で、例えば、視察をした高砂通りは、市の歴史的・文化的環境とみどりが調和した、駅から海まで続く道である。特に、高砂緑地は市内・市外にも誇れる素晴らしいみどりである。しかし、高砂緑地と近隣の公共施設である図書館、美術館との施設間が通路等でつながっていないことから、回遊性に乏しく、各施設を一度で訪れる機会が妨げられている。

異なる目的で設置されている施設ではあるが、それぞれの施設間の動線を考慮し、行き来がしやすいようにすることで、施設間の回遊性を持たせることができる。それにより、訪れる方を増やすことができ、綺麗に管理された花や植物等のみどりに触れられる機会を増やすことが期待できる。

現在は建設部が高砂緑地、文化生涯学習部が美術館、教育委員会が図書館をそれぞれ管理しているが、各施設が相互に連携し、一体となった空間づくりをすることが必要である。

上記の例も踏まえ、次の事項について提言する。

ア 「魅力ある資源を活かしたまちづくり」に必要な連携

まちづくりを推進する際には、市内における所管や分野を問わず各施設間の回遊性の向上を考慮するとともに相互の連携を密にし、横断的、一体的な取り組みができる組織体制の構築が必要である。なお、本市においては、「みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」、「景観計画」、「環境基本計画」の各計画についても、所管課間でより連携を密にし「市全体のみどり」をどのように維持・保全・創出していくのか、計画を推進し、実現していくことが大前提である。

イ みどりに関する専門的チームの創設

みどりの維持・保全などに係る地域課題は、市民と行政が共有し、一体となって課題解決に取り組まなければならないが、ひとつの専門分野だけではなく、さまざまな視点から課題解決策を見出さなくてはならない。そのため、みどりを中心にさまざまな識見を有する者、例えば、これまで実際にみどりに関わる活動を行い、経験と知識を併せ持つ市民や市職員及び市職員OBなどで、みどりに関する専門的なチームを創設する。

(2) 市民力の活用と行政の連携

現在、本市で取り組んでいる契約市民緑地制度は、緑地の指定要件に「面積300㎡以上の広さを持つひとかたまりの民有地」とあるが、相続等の影響で地権者が広い土地を保持することが難しくなっている。他自治体では、昨今の状況を踏まえ、300㎡未満の民有地であっても、みどりを守り育んでゆくという思いを持った個人所有の庭などを登録できる新たな制度（小さな森制度）を設けている事例（世田谷区）がある。この制度は、委員会内で調査研究を行った結果、都市型の好例として本市でも取り入れることができ得る制度であると考えられる。

制度の主な内容としては、年に数回、定期的に一般公開するオープンガーデンを開くことを条件に小面積（50㎡以上）の民有地を登録していただき、みどりを通じた地域の交流を生み出す取り組みである。本市として、制度を取り入れる場合は、登録いただいた方に記念樹を贈るとともに、庭づくりのアドバイスやオープンガーデンを行うための支援を行い、市のボランティア事業の活用をしていただくとともに、オープンガーデン等の交流会の際には、会場設営や清掃、運営の受付や進行などを、市やボランティア団体にお願いできることとすることが望ましい。

なお、新しい制度の実施に当たり、「市民がみどりを体感し、意識が変わる」よう、市民の関心の向上及びみどりを保全することの大切さを啓発するとともに、ボランティアの育成及び植樹等の専門家によるガーデニング研修の場を無償提供するなど地域コミュニティづくりを進めるべきである。

上記の例も踏まえ、次の事項について提言する。

ア 小さな森制度の活用推進

面積300㎡未満の民有地の庭などを提供してもらい、ボランティアの方々の協力のもと、定期的に庭を一般公開していただき、みどりを地域で共有する。

イ 記念樹配布事業の復活

市内に住宅を新築した方、小さな森制度に登録していただいた方、契約市民緑地制度に登録していただいた方には、緑化の推進及び緑化意識の向上を目的として、記念樹を配布する事業を復活させる。

ウ みどりの人材育成と保全活動

みどりの大切さについての普及啓発、オープンガーデン企画検討のための交流会、樹木の保全のための適切な剪定・伐採などを担うボランティアの育成研修や補助を行う。また、新規にマッチングアプリを開発してボランティア団体と利用者をつなげる活動を行う。

(3) 茅ヶ崎市の資源を有効活用するための手法

本市では、土地所有者の方々や市民団体の長年にわたる協力により自然環境を保っている場所が多く存在する。しかしながら、市内には公有地、民有地に関わらず、自然環境を保全するための森林整備や適正な管理ができていない場所がある。みどりの保全及びみどりに触れる機会を創出していくためには、朽ちている樹木の伐採は必要であり、また、安全面からも散策路等の整備が必要である。

希少で多様な生物が生息している土地は、市の大変貴重な資源であり、市民が美しいみどりに触れる機会を増やし、未来を担う子どもたちが豊かなみどりを体感する自然学習の場としても活用することで、自然を育む心の醸成やみどりを保全する必要性についての理解向上を図ることができる。

平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立したことにより、「森林環境譲与税」が設立された。森林環境譲与税の用途は「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることができるため、希少で多様な生物が生息している森林をしっかりと守っていく仕組みづくりが必要である。

また、市が土地を保有している赤羽根斜面林は、茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップで土砂災害警戒区に指定されており、豊富な自然と生態系があるが朽木の伐採や倒木の除去の維持管理にとどまり、市民が利用できるような有効的な活用ができていない。維持管理を継続して行うとともに、安全に市民が利用でき、自然と触れ合える環境を整備することが必要である。

上記の例も踏まえ、次の事項について提言する。

ア 森林環境譲与税の活用

希少で多様な生物が生息している土地は、貴重な資源であるため、市が計画的に買い入れ、生物多様性を維持した森林整備のため適正な管理を行う。

イ みどり教室

みどりについての学ぶ機会を創出するため、小・中学校で行う自然学習、みどりの保全について学ぶ講座及び市民との協働で行うワークショップ等を行う。

ウ 民間団体との連携協力

森林環境譲与税を有効的に活用するためには、安全な散策路の整備やみどりや自然を活用した事業を行う民間団体等と連携協力し、利活用を図る。

(4) 木材活用の整備促進

市が整備する公共建築物において、率先して木材の利用に努めることは、循環型社会の形成実現の推進につながる。公共建築物等における木材の利用を促進することを目的とする取り組みとして、平成31年4月から、森林環境譲与税が創設され、森林整備や木材利用の促進のため、国から地方公共団体へ配分されることとなっている。公共建築物における木材利用の方針を策定することで、国から配分される補助金を活用することができる。本市においてもベンチ及び小・中学校の机など、公共建築物等の整備を検討する際には、木材の利用を推進するべきである。身近なところで自然に触れる機会を創出することは、みどりを育む心を育てることにつながる。そのため、県産木材等を含めた木材利用、木質化を促進することが必要である。

上記の例も踏まえ、次の事項について提言する。

ア 方針の策定

(仮称)「茅ヶ崎市公共建築物における木材の利用促進に関する方針」を策定し、木材の利用を積極的に推進する。

4 おわりに

多くの地方自治体が超少子高齢化、人口減少社会に突入している中、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークなどが導入されたことで従来の働き方が見直され、これまでの自宅と職場の距離の近さが重視されてきた考え方に大きな変革が生じ、居住地は勤務地に縛られることが無くなってきている。そのような流れの中で、「湘南」のイメージを基に、都市空間と自然環境が調和する茅ヶ崎市は、選ばれるまちとして、特に子育て世代を中心に転入者が増加し、令和4年12月時点で人口も微増で推移している。

今後も選ばれるまちであり続けることは望ましいが、一方で、マンションや戸建住宅の建設などの開発行為によって、少しずつ市内のみどりが減少していることも事実である。建物は取り壊し、すぐに再開発できるが、一度失われた樹木などのみどりが再生されるまでには長い時間が必要となる。

今住んでいる方が「このまま茅ヶ崎市に住み続けたい」、市外の方が「茅ヶ崎市に住んでみたい」と思っていただけのように、茅ヶ崎市の大きな魅力であり、大切な資源でもある海や里山などの豊かな自然環境を、形を変えることなく適正に管理し、未来に残していくためには、できることから一步一步着実に取り組みをスタートさせなくてはならない。

本提言では、各行政機関内の相互の情報共有や関係各課の連携が促進され、茅ヶ崎市がみどりに関する取り組みをけん引していくとともに、市民や企業、法人等と協働することによって、茅ヶ崎市に住む人や働く人の一人一人がみどりを体感し、みどりを育むための意識の醸成につながるよう、4つの項目に基づく9つの施策を提案している。

提言内容が、総合計画の政策目標である「豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち」の実現に寄与し、それぞれの取り組みが好循環を生み出すとともに、「市民が誇れる豊かなみどりと魅力的な景観の形成」がなされることを期待する。

令和3年度 都市経済常任委員会行政視察報告書

1 参加委員

(委員長) 小川 裕暉 (副委員長) 木山 耕治 (委員) 杉本 啓子 (委員) 藤本 恵祐
(委員) 山田 悦子 (委員) 岩田 はるみ (委員) 山崎 広子

2 視察日時

令和3年12月22日(水)及び令和4年2月8日(火)

3 視察先

- 令和3年12月22日 茅ヶ崎駅南口→高砂緑地→雄三通り→サザン通り周辺
- 令和4年2月8日 民俗資料館周辺→市民の森・清水谷特別緑地保全地区→里山公園周辺→行谷→下寺尾官衙遺跡周辺道路→殿山プール→樹木センター(甘沼北根公園)

4 視察事項

都市経済常任委員会が政策討議として取り組みを行っている政策提言のテーマ「茅ヶ崎の魅力ある資源を活かしたまちづくり～市民が誇れるみどりと景観の形成へ～」に沿って、茅ヶ崎市の現状を調査

5 視察概要

	(担当 小川 裕暉)
視察先選定理由	政策提言のテーマ「茅ヶ崎の魅力ある資源を活かしたまちづくり～市民が誇れるみどりと景観の形成へ～」に沿って、茅ヶ崎市現状の街並み(道路・商店街・公園・みどりについて)を調査するために茅ヶ崎市南部の市街地と茅ヶ崎市北部の自然豊かなエリアを視察することとした。令和3年12月22日は、市街地を徒歩で調査し、令和4年2月8日は自然豊かなエリアについて、マイクロバスを利用して車窓からの景観等も含めて調査することとした。
考 察	①12月22日：茅ヶ崎駅南口エリアについて 高砂緑地については、周辺に図書館・美術館があり、ただ、これらは所管課が異なることで、魅力ある各資源を一体として生かしていない。 また、周辺にはおしゃれなカフェなどのお店も多く、公の資源から民にいかにつなげるのかその連携を考えていくべきである。 南口エリアにおいては、子どもが遊ぶことのできるサイズの公園がないのが、子育て環境という点では課題と思われる。 案内表示などは必要であるが、案内表示や看板があふれているのは景観面では好ましくない。ほとんどの方がスマートフォンなどを活用していることから、QRコードを活用するといった手法をもっと積極的に取り入れていくことが必要だと考える。 南部視察のまとめとして、南口エリアは魅力ある資源がコンパクトにまとまっているが、所管課が異なることによるエリアを一体として有機的に活用できないところに大

きな課題があり、いかにしてその“縦割り行政”を超えて、エリア一体として、民間とも連携してまちづくりができるかが大きな課題であると考ええる。

② 2月8日：茅ヶ崎市北部エリアについて

里山エリアのみどり・自然環境をいかに守りながら整備を進めるのが大きな課題であると考えられる。

清水谷特別緑地保全地区については、下水道未整備エリアでもあることから、生活用排水の流れこんでいることが予想され、合併処理浄化槽の普及推進や、保全することの大切さなどを周辺住民や自然環境団体だけでなく広く市民にも周知していくことが必要であると考えられる。

市民の森については、昨今のキャンプブームや子どもが自然の中で遊ぶことのできる貴重な場所として、その利活用をさぐるべきで、泊まることのできる形での活用などで生かしていけるのではないかと考える。

清水谷や市民の森といったこの森に対して、「森林環境譲与税」を活用して財源からもしっかりと守っていく仕組みづくりをしていくべきで、財源の裏付けで持続的に守り続けていく基礎になると考える。

北部は資材置き場が各所にあり、その無機質なフェンスが里山の景観に悪影響を与えている。フェンスの高さや色などその規制を考えていかなければならないと思われる。

茅ヶ崎市歴史文化交流館を整備することから、民俗資料館・旧和田家住宅の周辺の道路を整備して、観光客が楽しんで歴史散策できるような形にすべきであると考えられる。

北部視察のまとめとして、茅ヶ崎北部については、里山景観を生かす形で自然環境を守り、そこにある遺跡など歴史遺産などを回遊して楽しむ形での整備や、子どもたちが里山で思い切り楽しむことができるような整備をしていくべきであると考えられる。

